

山下ふ頭再開発に係る意見募集への協力について

令和 4 年 11 月 22 日から添付のリーフレット等により、市民意見募集を開始しましたので、応募のご協力をお願い申し上げます。

1 意見募集の概要

前回の市民意見募集等の結果を踏まえ、より具体的な再開発のイメージや導入機能などについて、ご意見を伺います。

2 募集期間

令和 4 年 11 月 22 日（火）から 5 年 2 月 28 日（火）まで

3 応募方法

- (1) リーフレット付属はがき
- (2) インターネット入力フォーム
 - ・スマートフォン：QRコードからアクセス
 - ・パソコン：市（港湾局）のホームページからアクセス

4 リーフレット配布場所

- (1) 市民情報センター（市庁舎 3 階）
- (2) 18 区役所広報相談係
- (3) 主要鉄道駅、各図書館及び各行政サービスコーナーの PR ボックス
- (4) 青少年地域活動拠点

5 今後の進め方

令和 12 年頃（2030 年頃）の山下ふ頭再開発の供用を目標とし、次のとおり進めますが、詳細なスケジュールは今後の検討の中で設定していきます。

令和 4 年 11 月 22 日 市民意見募集等の開始（令和 5 年 2 月 28 日まで）

令和 5 年春頃～ 地域の関係者や有識者等からなる委員会の設置、
新たな事業計画策定、事業者募集、事業予定者決定

令和 8 年度頃 山下ふ頭再開発事業化

担当：港湾局山下ふ頭再開発調整課 小島、大脇

Tel 045-671-7315

山下ふ頭の再開発 についてご意見を 募集します

—募集期間—

令和4年**11月22日**(火)～
5年**2月28日**(火)

新たな事業計画策定に向けて、
横浜市民の方をはじめ、
市外在住の方や
企業・団体等の皆様も
ご意見をお聞かせください

前回の市民意見募集では、「市民意見を反映し、その結果（地元経済活性化、賑わい創出などの視点・機能等）を踏まえて、広く民間から提案募集をするべき」とのご意見を多くいただきました。そこで、市民意見募集等の結果を踏まえ、改めて横浜市内の法人（企業・団体等）の皆様から新たな提案の募集を行います。

一方、市民の皆様からも、既にいただいた市民意見や企業・団体等からの提案を踏まえて、より具体的な再開発のイメージや導入機能などを伺うため、改めて市民意見募集や意見交換会を行います。

いただいたご意見やご提案は、今後の計画の検討に活用していきます。

横浜市港湾局

1 市民意見募集の結果概要

募集期間

令和3年12月23日(木)～令和4年6月30日(木)

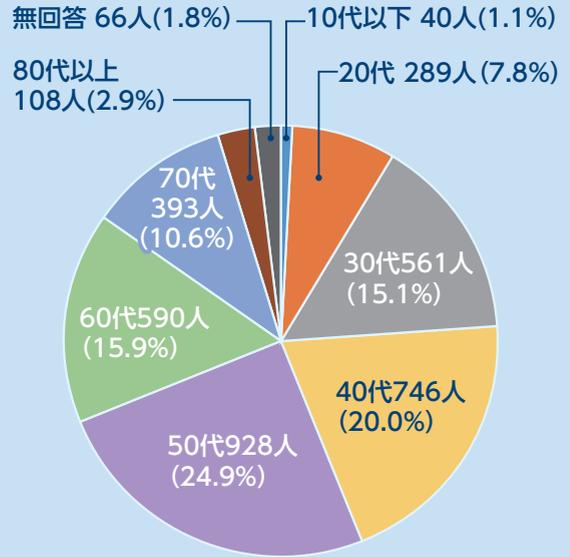
回答数

3,721件 ※このうち、自由意見があったもの1,942件

集計・分析結果と市民意見の傾向

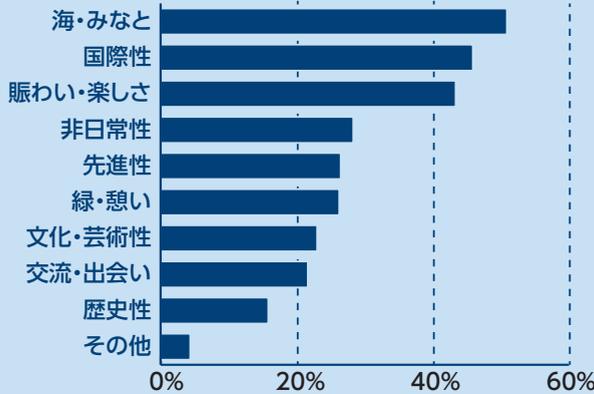
択一式質問の集計(下図左)とともに、自由意見については、一文ずつに分け、類似の意見を分類して抽出するアフターコーディングの手法と、出現頻度の高い単語を抽出するテキストマイニングの手法により、問ごとに分析(下図右)を行いました。

回答者の年代別割合



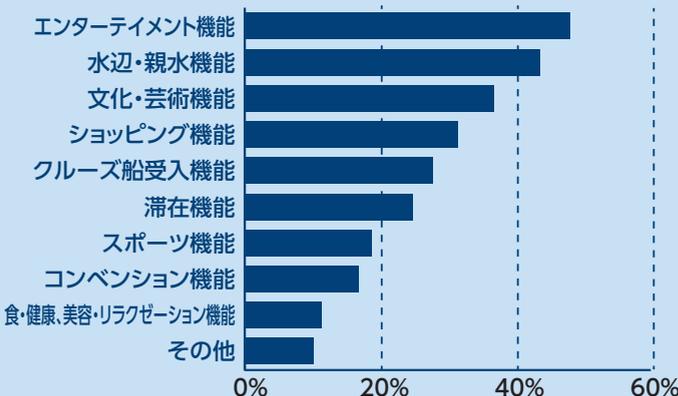
再開発のイメージ

海・みなと、国際性、賑わい・楽しさをメインテーマとしつつ、文化や歴史、海と緑の調和、観光、市民も楽しめるまちづくりなどの視点を取り込むことも必要



ふさわしい導入機能

エンターテインメント機能、水辺・親水機能、文化・芸術機能のほか、スタジアム等のスポーツ機能やホテル等の滞在機能を複合的に導入していくとともに、観光・交通の充実、楽しさなどの視点も必要



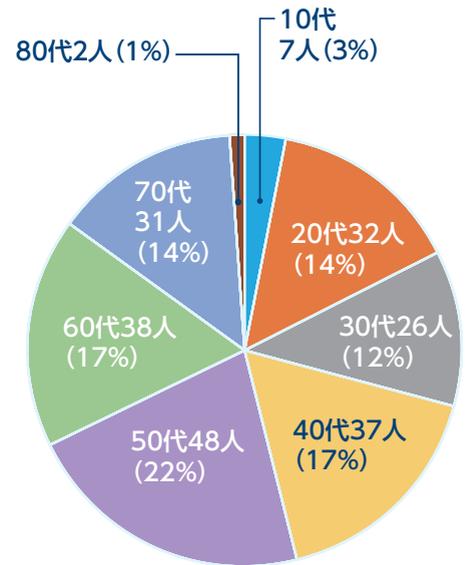
2 市民意見交換会の結果概要

開催概要

参加者総数 **221** 人 付箋で出されたご意見の数 **3,120** 件

	開催日	場所	エリア	参加者数
第1回	5月29日(日)	市庁舎	鶴見、神奈川、西、中、南	70人
第2回	6月12日(日)	泉公会堂	保土ヶ谷、旭、泉、瀬谷	34人
第3回	6月18日(土)	港北公会堂	港北、緑、青葉、都筑	60人
第4回	6月26日(日)	金沢地区センター	港南、磯子、金沢、戸塚、栄	57人

参加者の年代別割合



【参考】市民意見交換会の様子

グループワークにおける意見の傾向

市民意見交換会において、付箋でいただいたご意見を要約して分類・集計(下図)を行いました。中心の円の大きさはご意見の数をイメージしています。

まちづくりのテーマ

- シンボリックな空間の創造と横浜の歴史や文化を生かしたまちづくり
- 子育て・教育にも配慮した市民のための再開発
- 税金を意識した環境にも優しいサステナブルなまち

ふさわしい導入機能

- スポーツ、音楽等を中心とするエンターテインメント施設
- 最先端技術等を扱う企業・大学・研究開発施設
- 海を生かした公園と水上交通を含めた充実した交通インフラ



3

事業者提案募集の結果概要

いただいた**10件の提案**のうち、事業者の承諾を得たものを掲載します。

企業・大学等のイノベーション施設を中心とした提案



- キャンパス型オフィス 93万㎡ グローバル企業、研究機関、大学等
- 中長期型滞在施設 16万㎡ サービスアパートメント、スポーツ・医療ツーリズム、研修施設、研究者用滞在施設等
- 複合集客施設 6万㎡ ホール・シアター、ミュージアム、フードホール、エンターテインメント施設
- リゾート型滞在施設 5万㎡(200~300室)
- 賑わい施設 4万㎡ 商業、飲食等

大規模集客施設を中心とした提案



- 国際展示場 25万㎡
- コンサート・イベント会場(7~8万人収容)
- SDGs・水素エネルギー施設
- その他施設
次世代中長期滞在型宿泊施設(7,000~10,000室)
植物工場・生鮮食料品市場・レストラン、
給食センター、F1、医療防災拠点、教育施設



- マルチアリーナ 12万㎡ スポーツ、コンサート、コンベンション等
- ホテル 28万㎡(3,500室)
- 商業施設等 13万㎡
- 展示場・会議室 10万㎡
- 客船ターミナル 1万㎡
- エネルギー施設 1万㎡
- 歩行者デッキ 14万㎡

緑を中心とした提案



- 緑 28万㎡
- 水素発電・浄化システム 7万㎡
- 滞在・研修施設 9万㎡
- 運動・健康施設 4万㎡
- 水際線プロムナード 3万㎡
- 客船ターミナル 5万㎡
- 生態館 2万㎡

(検討例)

- エンターテインメント施設
海上一体半屋外シアター、水上ステージ、全天候型プール等、フードマーケット
- 文化芸術施設
メディア芸術(デジタルアート)、グローバル拠点施設
- 研究施設
海洋リサーチパーク、水産ガストロノミーセンター

開発の効果 ※提案のあったデータの範囲のみを掲載

投資見込み額	年間延べ来街者数	雇用者数
約1,000~8,000億円	約530~4,500万人	約2.5~12.6万人

開発に関する主なご意見等

- 埠頭内だけでなく、周辺地区の開発促進やアクセス強化も必要である。
- 段階的な開発の考え方も導入する必要がある。
- 整備における公民の役割分担の協議や行政による支援をお願いしたい。

事業者提案募集等の結果の詳細 右のQRコードからホームページにてご覧いただけます。



山下ふ頭の概要・立地について

概要

昭和30～40年代の高度成長期に横浜港を支える主力ふ頭として重要な役割を果たしました。

現在は、本牧ふ頭、南本牧ふ頭等でコンテナ船へ積み卸すコンテナの開梱・梱包などを行うバックヤードとしての役割を担っています。

山下ふ頭の特長

約47haに及ぶ
広大な開発空間

周囲を囲む
穏やかな水域

高い交通利便性

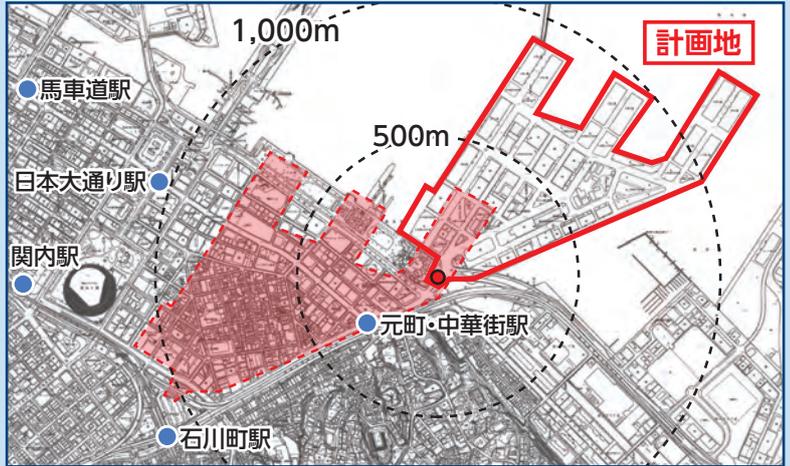
横浜港の
良好な景観

周辺の観光資源

立地



計画地のスケール比較



出典：横浜市山下ふ頭開発基本計画（平成27年9月策定）

✂切り取り線✂

郵便はがき

料金受取人払郵便

2 3 1 - 8 7 9 0

0 0 5

差出有効期間
令和5年2月
28日まで
(切手不要)

神奈川県横浜市中区本町
6丁目50番地の10
横浜市港湾局 山下ふ頭再開発調整課 行



該当する項目にチェックをお願いします

【住 所】 横浜市 区

横浜市外

【年 代】 ~10歳代 20歳代

30歳代 40歳代

50歳代 60歳代

70歳代 80歳代~

ご協力ありがとうございました

応募方法

次の方法で、ご意見をお寄せください。

①はがき(左のはがきを切り取り、ご使用ください。)

【切手不要 当日消印有効】

②インターネット入力フォーム

スマートフォンで回答される方

右のQRコードからアクセスできます。

PCで回答される方

下記のURLよりアクセスできます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/yokohamako/kkihon/keikaku/yamashita/joi/aratanatorikumi/iken.html>



- 「お電話やご来庁でのご意見の受付」および「ご意見への個別の回答」はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ご意見の提出に伴い取得した個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。
- いただいたご意見は、公表させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

横浜市港湾局山下ふ頭再開発調整課

令和4年11月作成

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

電話番号:045-671-4686 FAX番号:045-550-4961

メールアドレス kw-yamashita@city.yokohama.jp

注意

水道局関係者を装った

不審な訪問や電話、メールに

ご注意ください



水道局では、次のようなことはしていません

依頼していない
水質検査や配管などの調査

浄水器などの
訪問販売、レンタル、あっせん

家の中の水道管の修理や
調査、高額な作業代金の請求

Eメールでの
料金未払いのお知らせ

不審な点があれば
水道局お客さまサービスセンター 045-847-6262
おかけ間違いのないようご注意ください



横浜市水道局



『横浜市水道局 不審者』で検索

横浜市水道局からのお知らせ

水道に関することで訪問があった場合は、必ず身分証の提示を求めてください



水道局の職員や委託事業者などの水道局関係者を装い、水道局から指示や依頼を受けていると言って、ご自宅へ訪問する不審者や、不審な電話、不審なメールが送られてきたという情報が多数寄せられています。

不審な電話の後、水質検査をすると訪問があり、検査後に「水質が良くない」と言われ、水道管の洗浄を勧められたため洗浄をしてもらったところ、高額な請求をされた事例も発生しています。

何か不審な点がある場合には、家の中に入れたり、すぐに契約や金銭の支払い等はせず、水道局お客さまサービスセンターへご連絡ください。不審なメールが届いた場合には、メールを開かずに削除してください。

水道に関する問合せは、
24時間365日いつでも

水道局お客さま
サービスセンターへ

水道料金のお支払いには口座振替・
クレジットカード払いをご利用ください

はちよんなな

tel 045-847-6262

fax 045-848-4281

おかけ間違いのないようご注意ください

あおば災害ネット登録促進のためのダイレクトメール発送及び 支えあいカードの活用について

1 ダイレクトメール発送について

災害発生時に一人では避難が困難な要援護者の避難支援を円滑に進めるためのシステムである「あおば災害ネット」の登録促進のため、対象の方へダイレクトメールを2月中下旬頃に発送いたします。ついては、登録者の増が見込まれますので、「支えあいカード」のコピーの提供がありましたら、登録者情報の安全な管理、発災時等の避難支援のためのご活用をお願いいたします。

なお、昨年度はダイレクトメール発送を延期しておりましたので、今年度は昨年度予定していた方を含めての発送となります。

2 支えあいカードの活用について

あおば災害ネットにおいて重要な役割を担っていただいております自治会・町内会の会長様向けに、「支えあいカード」を日頃の災害対策にご活用いただけるようまとめた資料を配布しますので、是非ご一読いただきますようお願いいたします。

会長が交替される際には「支えあいカード」とともに引継ぎをお願いいたします。

今月の自治会・町内会配送ルートにて、各自治会・町内会長の皆様に下記資料を1部ずつ送付いたします。

- 1 (1) あおば災害ネット登録促進のためのダイレクトメール発送について
- (2) ダイレクトメール同封の案内文及び返信用ハガキ
- 2 (1) あおば災害ネット「支えあいカード」の活用について
- (2) 支えあいカードの個人情報取り扱い上の注意点
- (3) あおば災害ネット Q&A
- (4) あおば災害ネットリーフレット

問合せ先： ○地域防災拠点や防災に関すること 総務課 TEL (978) 2213
○民生委員に関すること 福祉保健課 TEL (978) 2433
○福祉・介護サービス等に関すること 高齢・障害支援課 TEL (978) 2444

あおば災害ネット登録促進のためのダイレクトメール発送について

平成20年3月にスタートした「あおば災害ネット」は、自治会・町内会、民生委員児童委員等関係者の皆様のご尽力・ご協力により、地域の中で取組みを進めていただいているところです。

今年度は、昨年度予定していた方を含め、要援護者の災害への備えの一環として登録促進のためのダイレクトメールを発送します。発送後の流れは次のとおりです。

ダイレクトメール発送と発送後の流れ

1 ダイレクトメールの発送

令和3年度、4年度に新たに^{*1}災害時要援護者リストに掲載された方（施設入所者を除く）で、「支えあいカード」未登録の方を対象として、登録を促すためのダイレクトメールを、2月中下旬頃に発送します。（発送件数約3,000通）

2 ダイレクトメール発送後の流れ

①登録を希望される方から区役所への連絡（^{*2}はがきの返送）

↓

②区役所は毎月の区民児協にて、登録希望者の情報を、各地区の会長へ提供

↓

③各地区の会長は地区定例会にて、担当地区の民生委員児童委員へ提供

↓

④担当地区の民生委員児童委員は順次、登録希望者を訪問し、「支えあいカード」を作成し区役所へ提出（新型コロナウイルス感染症の拡大状況により民生委員児童委員の訪問を休止することがあります。）

↓

⑤区役所は原本を保管し、コピーを4部（自治会・町内会分、民生委員児童委員分、地域防災拠点分、本人分）民生委員児童委員へ提供

↓

⑥民生委員児童委員から各自治会・町内会長、民生委員児童委員、地域防災拠点運営委員長、本人へコピーを提供

※1 災害時要援護者リスト

災害時要援護者のうち、次のいずれかに該当する方の個人情報を記載した一覧で、大規模等災害発生時には各地域防災拠点に提供されるものです。

- (1) 介護保険要支援・要介護認定者でア～ウのいずれかに該当する方
 - ア 要介護3以上の方
 - イ 一人暮らし高齢者、または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方
 - ウ 認知症にある方
- (2) 障害福祉サービスを受給されている身体障害者、知的障害者、難病患者
- (3) 聴覚障害者、視覚障害者及び肢体不自由者のうち、身体障害者手帳1～3級の方
- (4) 療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方

※2 返信用はがき

対象者には、ダイレクトメールで別紙のようなご案内と返信用はがきを送付します。

※3 参考

令和4年12月末現在、「支えあいカード」の登録者数は2,761人です。

「支えあいカード」作成のご案内について

あおば災害ネット(青葉区災害時要援護者避難支援システム)

青葉区では、震災等の災害発生時に、お一人では避難が困難な要援護者(ご高齢の方や障害のある方等)の円滑な避難支援を進めていくための「あおば災害ネット」を、平成20年3月から運用しています。

この「あおば災害ネット」は、要援護者ご本人の申し込みにより、地区を担当する民生委員がご自宅を訪問し、ご本人の状況等に関する情報を記載した「支えあいカード」を一緒に作成します。

作成後は、自治会・町内会役員、地域防災拠点運営委員、民生委員、区役所の4者がそれぞれ「支えあいカード」を保管し、災害発生時に備えた安否確認や避難支援に活用させていただきます。詳しくは、同封のリーフレットをご参照ください。

「あおば災害ネット」の趣旨をご理解の上、「支えあいカード」の作成を希望される方は、同封のはがきに「住所・氏名・電話番号」をご記入の上、青葉区役所あてにご返信ください。

※後日、地区を担当する民生委員からご連絡の上、訪問させていただきます。

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、民生委員の訪問を休止することがありますのでご承知おきください。

ご案内が到着した方へのお知らせ

このご案内は、令和4年9月末時点において、次の要件に該当するご自宅にお住いの方を対象にお送りしています。それ以降に死亡・転居等により該当されなくなった方や、すでに「支えあいカード」を作成された方におかれましては、お手数をおかけしますが、廃棄くださいますようお願い申し上げます。

- ① 介護保険の介護度が要介護3以上の方
- ② 全員が65歳以上の世帯でいずれも介護保険の介護度が要支援以上の方
- ③ 介護保険の介護度が要介護2以下で認知症のある方
- ④ 障害福祉サービスを受給されている方(身体障害、知的障害、難病患者)
- ⑤ 聴覚、視覚障害者及び肢体不自由者で、個別の等級が1～3級の方
- ⑥ 療育手帳(愛の手帳)判定基準表A1又はA2の方

令和5年2月

【問い合わせ先】

総務課庶務係(地域防災拠点や防災に関すること) 電話 978-2213 FAX 978-2410
福祉保健課運営企画係(民生委員に関すること) 電話 978-2433 FAX 978-2419
高齢・障害支援課高齢・障害事務係 電話 978-2444 FAX 978-2427
(福祉・介護サービス等に関すること)

登録を希望される方は、対象となる方のご住所・お名前・電話番号のご記入をお願いいたします。

後日、地区を担当する民生委員・児童委員が訪問いたします。

あおば災害ネット (青葉区災害時要援護者避難支援システム) 「支えあいカード」の作成を希望します。

記入日 年 月 日

ご住所 青葉区

(ふりがな)

お名前

電話番号

※このはがきは、区役所を通じて民生委員・児童委員が受け取ります。ご返信の際には、同封の情報保護シールを貼付してください。

※夏に横浜市ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業で、区役所から、はがきをお送りした方もおりますが、本はがきは別の事業です。

あおば災害ネット「支えあいカード」の活用について

災害時に一人では避難が困難な要援護者（高齢者や障害者等）を支援するために、青葉区では要援護者の情報をあらかじめ地域で共有するための仕組みとして「あおば災害ネット」を推進しています。

登録を希望する要援護者の「支えあいカード」を作成し、情報共有のために関係者にお渡ししています。要援護者支援には、民生委員、自治会・町内会、地域防災拠点及び区役所が日頃から連携しながら体制を整えることが大切です。下記概要と別添のリーフレット及び「支えあいカードの個人情報取り扱い上の注意点」を是非ご一読いただき、要援護者支援のためにご活用いただきますようお願いいたします。

1 要援護者に地域の支援が必要な理由

過去の大きな災害では、生き埋めや閉じ込めから助かった人の大半が自助・共助により命を取り留めました。普段在宅で生活している要援護者は自助が難しいケースが多いため、発災直後においては、共助＝「地域による助け合い」が特に大きな意味を持ちます。

2 支えあいカードの目的

地域のつながりの希薄化・弱体化が進んでいる現代において、個人情報に配慮しながら、いざという時に備えて、災害時に一人では避難が困難な方の情報を地域で事前に共有することを目的としています。

3 支えあいカード関係者それぞれの主な役割

- (1) 自治会・町内会 → 近隣による助け合いの体制づくり、発災時の助け合い
- (2) 民生委員 → 支えあいカード作成・更新、関係者への（写）の配付
- (3) 地域防災拠点 → 発災時の助け合い
- (4) 区役所 → 支えあいカード原本の保管

4 支えあいカードの活用例

(1) 平常時

ア つながり作り

- ・ 訪ねてみる（顔合わせ）
- ・ 地域の催しへの参加声かけ 等

イ 防災訓練

- ・ 防災関係者（担当者）による要援護者の居住地確認
- ・ 要援護者宅から地域防災拠点までの経路・避難方法の確認
- ・ 地域防災拠点における要援護者の居住スペースの確認 等

(2) 発災時

可能な範囲での要援護者の安否確認、救助 等

支えあいカードの個人情報取り扱い上の注意点

平成 29 年施行の改正個人情報保護法（「個人情報の保護に関する法律」）により、「支えあいカード」も同法の適用を受けるようになりました。そのため、「支えあいカード」の個人情報の取り扱い上の注意点をまとめました。

1 基本的な考え方

個人情報保護法の基本的ルールは「自分の情報がどこでどのように扱われるか自分で決められること」です。言い換えれば、本人が知らない間に個人情報が保有・利用・提供・紛失等されることが無いように配慮・対応するということです。

2 個人情報保護法上の取扱事業者の主な義務

- (1) 個人情報を取得するときは、何に使うか目的を決めて本人に伝えること（第 15 条、第 18 条）
- (2) 個人情報は決めた目的以外のことには使わないこと（第 16 条）
- (3) 個人情報を第三者に渡す際は、本人の同意を得ること（第 23 条）
- (4) 健康状態や障害等の「要配慮個人情報」は本人の同意を得て取得すること（第 17 条）
- (5) 本人からの「個人情報の開示や訂正等の請求」に応じること（第 28 条、29 条）
- (6) 取得した個人情報は安全に管理すること（第 20 条）

3 支えあいカードの取り扱い上の注意点

- (1) 支えあいカード（あおば災害ネット）の趣旨（目的）以外では使用しない。
支えあいカードは、災害発生時に要援護者の安否確認・情報伝達・救出救護・避難誘導が近隣の助け合いのもとに円滑に進むよう地域があらかじめ当該世帯を把握することを目的としています。
- (2) 支えあいカードに記載されている地域の関係者以外には情報を提供しない。
それ以外の第三者に提供する必要が生じた場合は、必ず本人の同意を得る。
支えあいカードに記載されている地域の関係者は次のとおりです。
 - ・自治会・町内会役員（班長等を含む場合が多い ※各自治会の規約による）
 - ・民生委員・児童委員 ・地域防災拠点運営委員 ・区役所
- (3) 紛失や漏えい等を防ぐため、専用のフラットファイル等に綴じ、鍵のかかる場所に保管するなど安全に管理する。
専用のフラットファイル（背幅 15mm ピンク）は、以前、各自治会・町内会に配付しています（足りない等ありましたら、下記までご連絡ください。）。

※自治会・町内会長が交替される場合は、確実な引継ぎをお願いいたします。

No.	質 問	回 答
1	<p>支えあいカードは、民生委員、自治会・町内会、地域防災拠点、区役所の4者で情報を共有するとのことだが、それぞれの役割はどのようなものを想定しているのか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員…支えあいカードの作成・更新、関係者への写しの配付 ・自治会・町内会…近隣による助け合いの体制づくり、発災時の助け合い ・地域防災拠点…発災時の助け合い ・区役所…支えあいカード原本の保管
2	<p>支えあいカードの情報は自治会・町内会の誰（どの役職）まで共有できるのか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会・町内会の役員までです。具体的には自治会・町内会の規約によりますが、班長までを役員とすることが多いようです。 ・登録者ご本人またはご家族の同意があれば役員以外の自治会・町内会関係者でも共有することができます。その場合、登録者支援のために必要な情報は必要最小限のもの（氏名、住所等）で足りると考えます。
3	<p>支えあいカード登録者の支援として、自治会・町内会は何をすればよいのか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支えあいカードは、災害発生時に近隣の助け合いの中で登録者の安否確認や避難支援が行われることを目的に作成されます。そのため、発災時の円滑な支援を目指して、防災訓練等の機会を利用して登録者の居住場所を確認する等、自治会・町内会の状況に合わせた事前準備を行っていただきたいと思います。
4	<p>取組事例を紹介して欲しい。</p>	<p>横浜市内の事例等であれば、次のURLからダウンロードできます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「共助による災害時要援護者支援の活動事例集」 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/yogoshien/saigai_r2zireisyuu.html ・「共助による災害時要援護者支援の手引き」 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/yogoshien/saigai_r2tebiki.html
5	<p>支えあいカードと災害時要援護者名簿はどう違うのか？</p>	<p>【支えあいカード】…災害発生時の避難に不安を持つ要援護者（高齢者や障害者等）の安否確認や避難誘導などが、近隣の助け合いの中で行えるように、あらかじめ要援護者の情報を地域で共有するための情報カードで、要援護者本人または家族の希望に基づき作成されるもの。</p> <p>【災害時要援護者名簿】…災害対策基本法により、市町村に作成が義務付けられている名簿であり、横浜市が作成し、大規模等災害発生時には各地域防災拠点に搬送され、要援護者の安否確認等に利用することができるもの。</p> <p><名簿対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護保険要介護・要支援認定者で次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・要介護3以上の方 ・一人暮らし高齢者または高齢者世帯で、いずれもが要支援または要介護認定の方 ・認知症にある方 ○障害福祉サービスを受給されている身体障害者、知的障害者、難病患者 ○聴覚障害者、視覚障害者及び肢体不自由者のうち、身体障害者手帳1～3級の方 ○療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方 <p>※これらの対象者に「支えあいカード」の登録勧奨を行っています。</p>
6	<p>発災時には、支えあいカード登録者及び災害時要援護者名簿に掲載されている対象者の安否確認や避難支援を必ず行う必要があるのか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行っていただくことを想定しています。 <p>【避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月（令和3年5月改定）内閣府（防災担当））】</p> <p>「避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうこととあわせて ～中略～ 助けられない可能性もあることを理解してもらうこと。」</p>

災害時のお役立ち情報

災害時の備えとして、ご活用ください。

青葉区防災アプリ

横浜市青葉区の災害・緊急情報を取得できるアプリです。



『FM++(エフエムプラプラ)』は災害情報や緊急情報をPUSH配信により取得できる無料ラジオアプリです。

FMサルース 検索
FMプラプラ 検索

こちらの二次元コードからダウンロードページへアクセス!



このアプリに関するお問い合わせ 横浜コミュニティ放送株式会社 (FMサルース) ☎330-5322

Net119

聴覚・言語機能障害のある方が音声によらない緊急通報ができるアプリです。



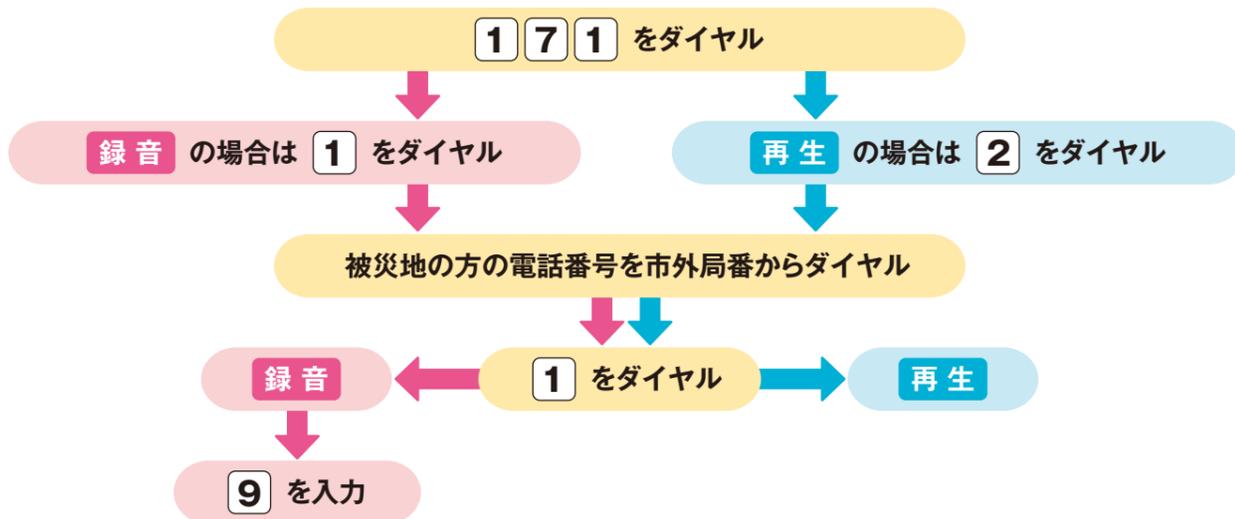
このアプリに関するお問い合わせ 横浜市消防局司令課 ☎334-6725 FAX:334-6720

災害用伝言ダイヤル

災害時に被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板です。

ご利用方法

- 「171」をダイヤルし、利用ガイダンスにしたがって伝言の録音・再生をおこなってください。
- 録音された伝言は被災地の方の電話番号を知っている全ての方が聞くことができます。



あおば災害ネットのお問い合わせ

※制度概要のお問い合わせは、どの担当でも承ります。

令和3年3月発行

民生委員に関することは

福祉保健課 運営企画係
☎978-2433
FAX:978-2419

地域防災拠点や防災に関することは

総務課 庶務係
☎978-2213
FAX:978-2410

福祉・介護サービス等に関することは

高齢・障害支援課 高齢・障害事務係
☎978-2444
FAX:978-2427

青葉区災害時要援護者避難支援システム

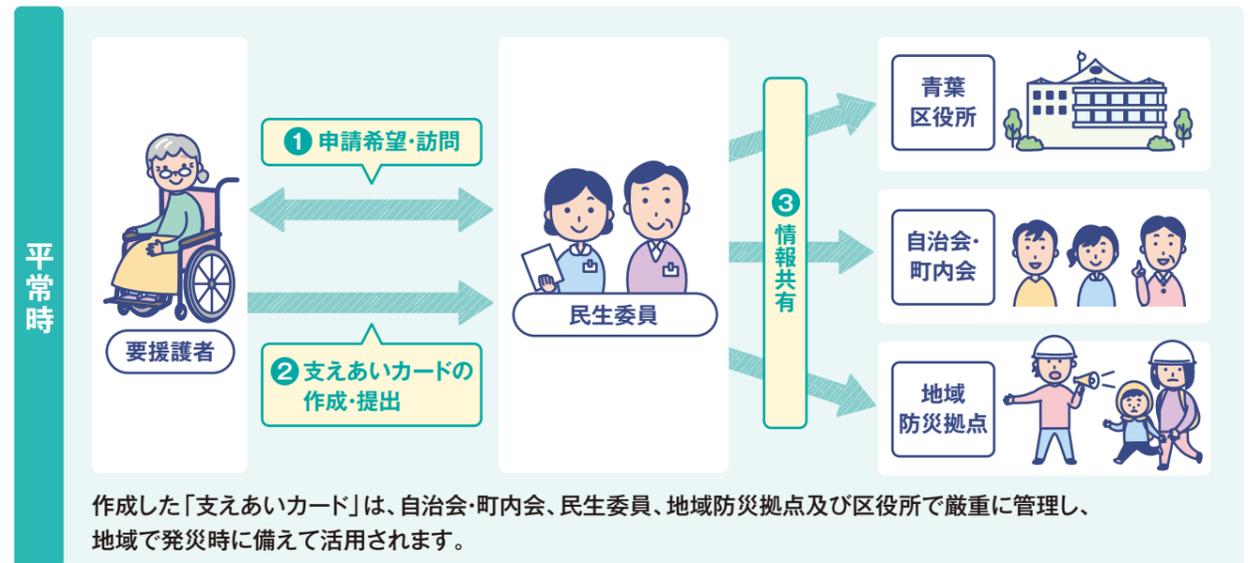
あおば災害ネット



「あおば災害ネット」は、災害発生時、要援護者（お一人では避難が困難な高齢の方や障害のある方等）の安否確認や避難誘導が近隣の助け合いのもと円滑に進むよう、地域であらかじめ該当世帯を把握するものです。

大規模な災害が発生した時、救出救助をはじめ、行政からの支援は皆さんのもとへすぐは届かない場合があります、特に災害発生直後の避難支援には地域の協力が欠かせません。

登録を希望する方へは、民生委員がご自宅を訪問し、一緒に「支えあいカード」を作成します。このカードにより、支援が必要な要援護者の情報を地域が共有し、災害に備えることを目的としています。



申請から登録までの流れ

STEP 1

申請希望

対象となる方は、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯、家族が働いていて日中は一人、認知症や障害がある等、災害時の避難に不安を感じている方です。

希望される方は、地域の担当民生委員へお申し込みください。担当民生委員がわからない場合、福祉保健課運営企画係(☎978-2433)へ連絡ください。

STEP 2

民生委員と一緒に「支えあいカード」の作成

ご自宅に民生委員が訪問し、かかりつけ医や支援が必要な状況を聞き取り、緊急時の連絡先等の確認を行って一緒に作成します。

※「民生委員」とは、見守り訪問や地域活動を行う「地域のつなぎ役」です。厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員で区内で約300人が活動しています。



STEP 3

地域で情報共有

作成した「支えあいカード」は民生委員が預かり、区役所に提出されます。その後、原本を区役所で、写しを自治会・町内会、民生委員及び地域防災拠点で、それぞれ厳重に管理します。登録者の情報は集約表にまとめたり、登録者の情報入りの地図を作製したり、防災訓練に利用する等、災害発生時に備えて地域で活用されます。

青葉区では

「あおば災害ネット」の登録者に「あんしん情報ボトル」を配付します。

「あんしん情報ボトル」はプラスチック製の筒で、中に「支えあいカード」の本人控えを入れて、冷蔵庫で保管します。

災害時にはボトル内の情報を避難の際に役立てます。

「あんしん情報ボトル」はこんな活用方法もあります。

保険証のコピー、かかりつけ医の診察券のコピー、お薬手帳のコピー、緊急連絡先なども一緒に保管します。こうすることで災害時だけでなく急病などの際に、救急隊が活用することもできます。かかりつけ医などの医療情報があれば、搬送先の病院との調整に役立ちます。

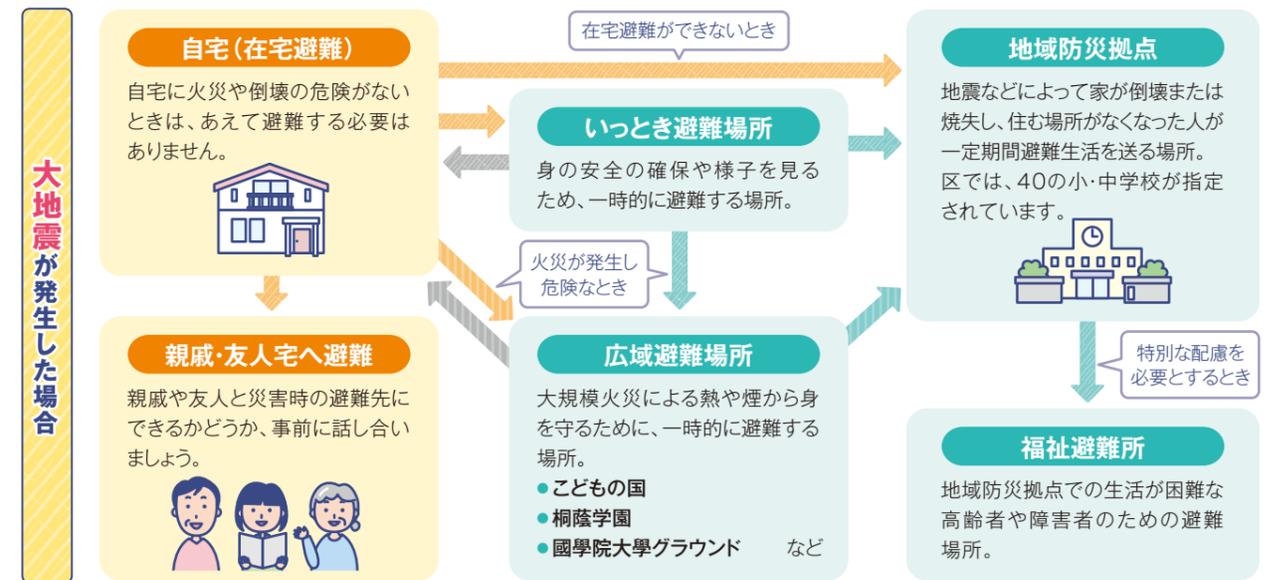


よくあるご質問

- Q** 「支えあいカード」を作成し、あおば災害ネットに登録すると災害発生時に必ず支援を受けることができますか？
- A** 災害時の避難支援等は、「ご近所の助け合い」のもと成り立っています。発災時は、地域の支援者自身が被災する状況も考えられますので、「支えあいカード」に登録された方への支援を必ずしもお約束するものではありません。
- Q** 災害時の支援以外に、日常的な見守りの支援はありますか？
- A** 一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯及び日中独居の方で希望をする方には、民生委員が定期的な訪問をする支援があります。地域の担当民生委員へお申し込みください。担当民生委員がわからない場合、福祉保健課運営企画係(☎978-2433)へご連絡ください。

もしも今、地震が発生したら？

今後30年以内に横浜市で震度6以上の大地震が発生する確率は、82%といわれています。大地震へ備えるために、できることから始めましょう。



〔参考〕大地震と風水害の避難場所の違いは？

	大地震	風水害
避難先	市立の小・中学校など地域ごとに指定された「地域防災拠点」	市立の小・中学校など安全な経路が確保できる「風水害の避難場所」
開設基準	市内で震度5強以上を観測した場合、区内40カ所に一斉開設	3つの状況を基準に避難勧告等を発令、避難場所を開設 状況Ⅰ 土砂災害警戒情報の発表(可能性があるとき) 状況Ⅱ 河川の増水による洪水の発生(恐れがあるとき) 状況Ⅲ 区内全域で多くの被害の発生(恐れがあるとき)
避難の目安	家屋の倒壊などにより、自宅で生活ができなくなったとき	地域に避難情報等の発令や危険を感じたとき
物資の配布	被災生活で必要最低限の物資を配布 ※在宅避難者分も地域防災拠点で配布	原則配布なし
開設・運営者	自治会・町内会が中心の運営委員会、避難者	市職員など



開校式・基調講演 11/13

青葉みらいづくり大学校 第1回

「青葉みらいづくり大学校 2022」の開校式が、11月13日（日）に青葉区役所で開催されました。開校式では、地区連合自治会・町内会長の皆様にもご臨席いただく中、学長である青葉区連合自治会長会の関根会長からのご挨拶に続き、副学長である青葉区の天下谷区長、講師であるNPO法人まちラボの大越代表理事から受講生の皆様にメッセージをお伝えしました。そして、「今、求められる共助コミュニティと令和の自治会町内会の運営と活動」

のテーマで、水津陽子さん（合同会社フォーティR&C代表社員 まちづくりコンサルタント）から基調講演が行われました。自治会町内会の地域コミュニティとしての可能性を、さらに広げるためのアドバイスや事例を、たくさん聴くことができました。今年度は、地区連合自治会・町内会長から推薦を受けた19名の受講生の皆様が集まりました。今回を含め全5回の講座を通じて、多くの学びがあることを願っています。



開校式 関根学長からご挨拶



基調講演を聴く受講生の皆さん

青葉区の魅力を探しにまちへ

開校式・基調講演の後、「見守り・居場所づくり」「担い手づくり」「防犯・防災」の3つのグループに分かれてまち探索に出かけました。

START !!

01 美しが丘公園

たまプラーザ駅から、「次世代郊外まちづくり」を象徴するCO-NIWAたまプラーザの「コミュニティコア」と「さんかくBASE」を経由して、美しが丘公園へ向かいました。美しが丘公園では、「6歳の私」をテーマに懐かしい思い出話で盛り上がりました。受講生の皆さんは、わずかな時間にも、親しくコミュニケーションを取っていました。

さあ！でかけよう
たまプラーザへ



CO-NIWA

さんかくBASE



02 100 段階プロジェクト



「ヨコハマ市民まち普請事業」の平成30年度整備提案に選考された「100 段階」を見学しました。この日は、ちょうど階段の塗り直しが行われており、ボランティアの方が大勢集まっていました。そしてプロジェクトのリーダーである藤井本子さんから、事業内容やプロジェクトに対する思いを伺うことができました。塗装の色や階段に貼られたプレートについても説明していただきました。地域に対する熱い思いも感じさせていただいたひと時でした。

03 平津 SUN サロン

美しが丘第六公園にある「平津 SUN サロン」を訪れました。こちら、「ヨコハマ市民まち普請事業」に選考された建物です。自分たちの自治会館がなかった地域の方が何年もの年月をかけて作り上げたこのサロン。今では皆さんの円滑なコミュニケーションのために欠かせない大切な場所となっているようです。またこちらで株式会社ロコっち代表の藤村希さんから、「ジモト」を舞台に展開するロコっちの事業についてお話を伺いました。「ジモトをもっとアクティブに」をミッションに、地域の魅力の発信やサービスの提供を行っています。この日の最後に受講生全員で行った振り返りでは、「いろいろな出会いもあり、感じている課題に対して、何かきっかけが掴めそう」という感想があるなど、次回へ期待が膨らむ回となりました。



GOAL !!

自治会長に聞いてみよう！

中里連合自治会長 金子 茂文さん

地域活動が続けるコツは？

ここに住みたいと思ってもらって自治会にも入ってくれて、行事にも出てきて挨拶を交わせる。とにかく、まちを好きになって住みたいと思ってもらうことからですね。

地域の一押しスポットは？

自然です。青葉区中里連合の中でも私の住んでいる鉄町は、山野や畑があり、梨も作っているんですよ。谷本川の周りも、最近は手入れが行き届いてきれいになりました。



青葉区民まつりのはっぴ姿で笑顔の金子会長

まちを好きになって
住みたいと
思っている



NAKAZATO

自治会活動で嬉しかったことは？

町内会の加入率が割と低かったのですが、3年間で40世帯ほど自治会員が増えたこと。また、行事を行った時、楽しかったと言ってくれた時は嬉しかったですね。

好きな言葉は？

長年、消防の仕事をしてきたので「誠実、基本に忠実」です。

中里北部連合町内会長 奥田 妙子さん

自治会活動で嬉しかったことは？

コロナの不安を感じながら、ウォークラリーやボッチャなどを開催した時に、子どもや保護者から楽しかったという声を聞いて、やってよかったなと思いましたね。

地域の一押しスポットは？

閑静な住宅街からふるさと村通りを歩いて行った先の寺家ふるさと村の緑豊かな田園風景ですね。人やワンちゃんの散歩コースにもなっていて、四季の自然を感じながらホッとできる場所です。

仲間が協力して
くれるから
続けていけるんです



好きな言葉は「あきらめなければ、何とかできる！」の奥田会長



NAKAZATO
HOKUBU

地域活動が続けるコツは？

地域活動はひとりではできなくても、一緒にいる仲間が協力してくれることで継続していけるんですね。先輩達の想いもつなぎながら、少しずつ若い人にもバトンタッチしていけたらいいなと思います。

発行年月日：2022年11月26日

発行・編集：青葉区役所 区政推進課 地域力推進担当 NPO 法人まちラボ

問合せ：青葉区役所 区政推進課 地域力推進担当 045-978-2286 ao-chiikiriyoku@city.yokohama.jp



企画・運営
NPO 法人まちラボ

NPO 法人まちラボは、学ぶ・楽しむ・きっかけづくり、集う・つながる・居場所づくり、助け合う・あたたかな関係づくり
誰もがまちづくりの当事者として参画できる地域社会を目指して活動しています。



青葉みらいづくり大学校 第2回

今年度の青葉みらいづくり大学校は、地域の「困った!」を持ち寄って、みんなのアイデアで「いいね!」に変えるまちづくり講座です。第2回は、「見守り・居場所づくり」「担い手づくり」「防犯・防災」というテーマで3つのグループに分かれ、地域の課題や活動について共有し、アイデアの種を見つけるワークを行いました。一言で地域活動といっても、取組み方は多様であることを実感できました。



1 まずはメンバーを知ろう! 私の取扱説明書をつくる

皆さんが仲良くなるきっかけとして「私の取扱説明書」を作成しました。「自分を動物に例えると?」など9つの項目に答えるだけで自分を客観的に捉え、性格など分かりやすく伝えることができます。意外な面や共通点が見つかり、お互いに親近感を持つことができました。



3 アイデアシートを作ろう こうなったらいいな!

各グループの模造紙には、色とりどりのペンでアイデアがたくさん書き込まれていました。簡単に解決できないものもありましたが、「なるほど!」と頷けるものや、新たな視点が得られたワークでした。多くの意見交換をしたことで考えがリフレッシュされ、ワールドカフェで得た意見(アイデアの種)をもとに、こうなったらいいなという自分の思いを「アイデアシート」に記入しました。皆さんとても集中して取り組んでいました。



2 地域の困りごとを解決するには? 求む! 地域の困りごと解決のアイデア

ワールドカフェ方式の話し合いを行いました。最初は各グループ内でそれぞれの困りごとや課題を出し合い、それを模造紙に書き出します。次に全員が別のテーブルに移動してそこに書かれた困りごとに対してアイデアやヒントを出し合いました。ある地域の困りごとが他でも同じであったり、逆にその困りごとを解決した地域があったりと、多くの人と対話することで



新たな発見と驚きを得ると同時に、悩みの共感もできました。各テーブルでの制限時間15分があっという間で、熱を帯びたり話し合いとなりました。



受講生の声

いろいろな考え、意見を聞いて課題解決に向けてヒントを得ることができた。具体的な方向付けを考えていきたい。



他地域との取組の違いなどもわかり自分の考えも整理できた。

ワールドカフェ方式の話し合いが大変参考になった。有意義だった。



自治会長に聞いてみよう！

市ヶ尾連合自治会長 蕪木 泉さん



ICHIGAO

地域活動を続けるコツは？

ヒューマンエラーはつきもの
です。サラリーマンの頃のような
考えを持ち込まないこと
ですね。

情熱と真心を
信条としています



「自宅から見える景色も最高なんですよ」と蕪木会長

自治会活動で嬉しかったことは？

大きな事業の時に、私の全然知
らない役員が重い機材を運んで
くれるなど積極的に手伝ってく
れるときや、行事を子どもたち
が無邪気に喜んでくれるときが
嬉しいですね。

地域の一押しスポットは？

稲刈りをする季節に、田んぼ
の中から見ると北西線の動きは
格別ですね。地下から上がっ
て高架 30m 位をまたいで見
える光景は、なかなか見られ
ないかなと思います。

上谷本連合町内会長 杉浦 一夫さん



KAMIYAMOTO

自治会活動で嬉しかったことは？

自治会活動をやっていて、地域
の皆さんが行事や活動に積極的
に参加していただけることに、
感謝ということしかないですね。

つながりと信頼関係を
大切にしています



「感謝」という言葉が一番好きという杉浦会長

地域活動を続けるコツは？

スタッフの皆さんが、協力して
積極的にやってくれるので継
続されている。この2～3年
コロナでできなかった行事を、
元のように再開できることを望
んでいます。

地域の一押しスポットは？

藤が丘と青葉台に徒歩で通える戸
建住宅が主体の住宅地です。中里
学園跡地に開校した神奈川県立あ
おば支援学校や、住宅地の中に「も
えぎ野ふれあいの樹林」もあって、
緑も多く暮らしやすい地域です。
美味しいお店も多いです。

発行年月日：2022年12月17日

発行・編集：青葉区役所 区政推進課 地域力推進担当 NPO 法人まちラボ

問合せ：青葉区役所 区政推進課 地域力推進担当 045-978-2286 ao-chiikiryouku@city.yokohama.jp



企画・運営
NPO 法人まちラボ

NPO 法人まちラボは、学ぶ・楽しむ・きっかけづくり、集う・つながる・居場所づくり、助け合う・あたたかな関係づくり
誰もがまちづくりの当事者として参画できる地域社会を目指して活動しています。

青地振第1056号
令和5年1月20日

自治会・町内会長 各位

青葉区長 天下谷 秀文

令和4年度 自治会町内会感謝会について（ご連絡）

厳寒の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、住民組織の代表者として地域社会の振興に多大なるご尽力をいただくとともに、市政・区政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、例年ご臨席を賜っております自治会町内会感謝会につきまして、今年度は新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、地区ごとに出席者の人数を限って開催する予定です。出席者のとりまとめは地区連自治会町内会へ依頼いたします。

なお、今後の感染拡大状況によっては、自治会町内会長感謝会を開催中止とさせていただきます可能性もございます。

日頃より自治会町内会の運営にご尽力いただいている会長の皆様におかれましては、例年と異なる感謝会の開催方法となり、誠に申し訳ございませんがご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

【お問合せ先】

青葉区役所 地域振興課 地域活動係
TEL 9 7 8 - 2 2 9 1 担当 久保・平野

自治会町内会長 様

市連会 1月定例会資料
令和5年1月12日
市民局地域活動推進課

「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」へのご協力に関する再度のお願い

日頃から、市政へのご協力を賜り、ありがとうございます。

11月の市連会・区連会を通じて標記アンケートへのご協力をお願いしたところですが、残念ながら、回答率が伸び悩んでおります。

(1月13日現在 電子申請 445件、郵送 996件、その他 12件 回答率 51.0%)

アンケートフォームへのアクセスのしやすさなど、これまでにいただいたご意見を踏まえて改善を加え、回答期限につきましても1月末まで延長いたしましたので、まだご回答いただいていない自治会町内会長の皆様におかれましては、何卒ご回答にご協力くださいますようお願い申し上げます。(既にご回答済みの場合は、ご対応不要です)

1 改善点

(1) パソコンからアクセスしやすく変更

「横浜市電子申請・届出システム」から、当該ページを検索できるようにしました。

(2) タイムアウトしにくい設計に変更

回答途中でタイムアウトしてしまうことを減らすため、1ページ当たりの質問数を減らしました。

2 改善後の回答方法（詳細は裏面チラシ参照）

(1) スマートフォン等の場合

二次元バーコードを読み取り、アンケートフォームから回答



(2) パソコンの場合

「横浜市電子申請・届出システム」トップページの【申請できる手続き一覧】の

「個人向け手続き」をクリック。

キーワード検索で「自治会 依頼」で検索、当該アンケートを選択して回答。

◆横浜市電子申請・届出システム

Google等の検索サイトで「横浜市 電子申請」と検索するとアクセスできます。

(参考) URL : <https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/portal/home>

(3) 郵送

11月の各区配送便でお送りした調査票にご記入の上、同封した返信用封筒で返送

*詳細は、別添のチラシを参照

3 回答期限

令和5年1月31日(火)【期限を延長しました】

担当 市民局地域活動推進課

電話 045-671-2317

FAX 045-664-0734

「自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」 回答方法



1 スマートフォン等の場合

- ①カメラモードにして、
この2次元バーコードを読み込む→
- ②アンケートフォームのページが表示されたら、順次回答

2 パソコンの場合

- ①google や Yahoo!などの検索サイトで「横浜市 電子申請」で検索
- ②「横浜市電子申請・届出システム」のトップページ
→申請できる手続き一覧（ページ中段）
→個人向け手続き
→キーワード検索で「自治会 依頼」と入力して検索
→「【自治会町内会長向け】自治会町内会に対する依頼の見直しに向けたアンケート」をクリック。
→アンケートフォームのページが表示されたら、
「次へ進む」で順次回答

3 郵送の場合

- ①11月の配送便でお届けした調査票に回答を記入
- ②調査票と共に同封した返信用封筒に入れて返送
＜送付先＞〒231-0005
横浜市中区本町 6-50-10
横浜市役所 市民局 地域活動推進課 宛

お忙しいところ、お手数をおかけしますが、ご協力をお願いします。

各自治会町内会長 様

令和 4 年度「自治会町内会のための講習会」収録動画の YouTube 配信について

日頃から市政・区政にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 4 年度の「自治会町内会のための講習会」については、新型コロナウイルス感染症の影響により集合形式から変更し、より多くの自治会町内会の皆様に講習会の内容をご紹介するため、講習会内容を収録した動画を YouTube 配信いたします。

つきましては、以下の通りご案内いたしますので、ご視聴のほどよろしく願いいたします。

1 配信内容、配信期間

(1) 講演

「負担軽減と ICT 活用～アフターコロナの自治会町内会活動～」

講師：水津 陽子氏（合同会社フォーティ R & C 代表）

配信期間：令和 5 年 2 月 10 日（金）～令和 5 年 3 月 10 日（金）

・横浜市と横浜市町内会連合会が協働し、制作いたしました。

こちらの講演のみ、
1 か月間の限定配信です！

(2) 事例発表

市内 3 区の自治会町内会より活動事例をご紹介します。

① 旭区「コロナ禍における自治会活動～活動形態の工夫で乗り切る～」

発表者：若葉台北自治会 会長 菅尾 貞登 氏

② 戸塚区「柏尾町文化祭と誌上発表会～リアルを紙面で共有～」

発表者：柏尾町内会 会長 齋藤 純一 氏

③ 西区「安全・安心なわが街を目指して～高層マンションの防災・減災対策～」

発表者：ヨコハマタワーリングスクエア自治会 会長 平野 周二 氏

配信期間：令和 5 年 2 月 1 日（水）～令和 6 年 3 月 31 日（日）

横浜市 自治会町内会への加入促進

検索



事例発表動画

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html

事例発表はこちらのホームページで視聴できます。（下記ご質問に対する回答もこちらに掲載予定）

2 その他

事例発表について、ご質問がございましたら、電子申請・届出システム※でお問合せください。

※トップページ「手続き一覧（個人向け）」->キーワード検索「自治会 講習会」でも検索できます。

ご質問は令和 5 年 2 月 1 日（水）午前 9 時から令和 5 年 3 月 31 日（金）午後 5 時まで受け付けます。

ご質問に対する回答は、上記ホームページ（横浜市 自治会町内会への加入促進）に掲載予定です。

【担当】横浜市市民局地域活動推進課 川口、石栗
電話：671-2317、Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.jp



ご質問受付